

平成 26 年（2014 年） 度  
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は7枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

## 平成 26 年度（2014 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 次の文章は、最高裁判所判決からの抜粋である。これを読んで、下記の設問に答えなさい。

「本件利用提供行為は、市が、何らの対価を得ることなく本件各土地上に宗教的施設を設置させ、本件氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。前記事実関係等によれば、本件利用提供行為は、もともとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったもので、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったことが認められるものの、明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格、これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると、本件において、当初の動機、目的は上記評価を左右するものではない。

以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。」

「本件利用提供行為が開始された経緯や本件氏子集団による本件神社物件を利用した祭事がごく平穏な態様で行われてきていること等を考慮すると、上告人において直接的な手段に訴えて直ちに本件神社物件を撤去させるべきものとするのは、神社敷地として使用することを前提に土地を借り受けている本件町内会の信頼を害するのみならず、地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすものとなることは自明であるといわざるを得ない。」

（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）

問 政教分離は信教の自由の制度的保障であるといわれる。では制度的保障とはどういう意味なのか、政教分離と信教の自由との関係を、本件を例にとって説明しなさい。

問題2 次の事例を読んで、後の問1～問2に答えなさい。

国土交通大臣は、一級河川S川中流部の土地（以下「本件土地」）に、洪水調節、かんがい用水、水道用水及び工業用水の確保並びに発電を目的とするNダムの建設を計画し、国土交通大臣に対し、起業者を国土交通大臣、事業の種類をNダム建設工事、起業地を本件土地とする事業認定をし、土地収用法所定の手続を経た後、国土交通大臣は、国土交通大臣に対し事業認定を行い、その告示を行った（本件事業認定）。

本件土地は、先住の少数民族であるA民族が多く居住しており、A民族の伝統文化や遺跡が数多く保存されてきた土地である。本件土地に居住するA民族のXは、本件事業の施行によりA民族の離散がもたらされ、また、A民族の貴重な伝統文化や遺跡が失われるとして、本件事業認定の取消訴訟を提起することとした。

S川は、過去にたびたび大規模な洪水を引き起こし、死者・負傷者、家屋の全壊・半壊、床上・床下浸水等の被害を生じさせている。また、S川の下流では農地の改良事業や工業地区の整備が進んでおり、かんがい用水、工業用水を必要としている。さらに、Nダムが建設されれば、最大出力3000キロワット（一般家庭約1000戸分）の発電が可能となる。

他方、本件事業認定に至るまでの過程において、国土交通大臣においてNダム建設によるA民族およびその文化等への影響について調査・検討がされた形跡はなく、本件土地以外の候補地が検討されたこともない。

問1 本件事業認定は取消訴訟の対象となる処分にあたるかどうかについて論じなさい。

問2 本件事業認定の違法性について論じなさい。なお、土地収用法20条3号の解釈については【資料2】を参考にすること。

#### 【資料1 関係法令】

##### ○土地収用法

（この法律の目的）

第1条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第3条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号の

いずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一 (略)

二 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三～三十五 (略)

(定義等)

第8条 この法律において「起業者」とは、土地、第5条に掲げる権利若しくは第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前条に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第3条各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

3～5 (略)

(事業の認定)

第16条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第3条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第17条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二～四 (略)

2～3 (略)

(事業認定申請書)

第18条 起業者は、第16条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第1項又は第27条第1項の場合においては国土交通大臣に、前条第2項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三～七 (略)

3 (略)

4 第1項第3号及び第2項第2号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

(事業の認定の要件)

第20条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(事業の認定の告示)

第26条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第20条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

2～3 (略)

4 事業の認定は、第1項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(収用又は使用の裁決の申請)

第39条 起業者は、第26条第1項の規定による事業の認定の告示があつた日から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 (略)

(却下の裁決)

第47条 収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

- 一 申請に係る事業が第26条第1項の規定によつて告示された事業と異なるとき。
- 二 申請に係る事業計画が第18条第2項第1号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

(収用又は使用の裁決)

第47条の2 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3～4 (略)

(権利取得裁決)

第48条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
- 四 その他この法律に規定する事項

2～5 (略)

(明渡裁決)

第49条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 前条第1項第2号に掲げるものを除くその他の損失の補償
- 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）
- 三 その他この法律に規定する事項

2 (略)

#### 【資料2 参考裁判例】

○東京高判昭和48年7月13日判時710号23頁

「同法20条3号所定の『事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること』という要件は、その土地がその事業の用に供されることによつて得らるべき公共の利益と、その土地がその事業の用に供されることによつて失なわれる利益（この利益は私的なもののみならず、時としては公共の利益をも含むものである。）とを比較衡量した結果前者が後者に優越すると認められる場合に存在するものであると解するのが相当である。」